

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正

案要綱

第一 題名及び目的規定の修正

- 一 題名を、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進等に関する法律に改めること。
- 二 目的規定に、住宅確保要配慮者の居住の支援を明記すること。
(第一条関係)

第二 住宅確保要配慮者の定義の修正

- 一 生活保護法に規定する被保護者を低額所得者の規定に明記すること。
- 二 ホームレスを住宅確保要配慮者に加えること。
- 三 被災者の定義について、災害が発生した日から起算して三年を経過していないものに限る旨の規定を削ること。

(第二条第一項関係)

第三 公的賃貸住宅の供給の促進に関する規定の修正

公的賃貸住宅の供給の促進に関する規定について、公的賃貸住宅の供給が十分に確保されることが住宅

確保要配慮者の居住の安定の前提となるものであることを明記するとともに、努力義務規定から義務規定に改めること。
(第五十三条関係)

第四 家賃の補助等に関する規定の新設

国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者の居住を支援するため、所得の状況その他の事情を勘案し住宅確保要配慮者に対する家賃の一部の補助を行うことその他住宅確保要配慮者の経済的な負担の軽減に關し必要な施策を講ずるものとする規定を設けること。
(第五十五条新設関係)

第五 法制上の措置に関する規定の新設

政府は、賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに關して不当な行為が発生する等の家賃の支払に關連する賃借人の居住をめぐる状況に鑑み、賃借人の居住の安定を図る観点から、速やかに、家賃の支払に係る債務の保証を業とする者について登録制度を導入し、その事業に対し必要な規制を行い、その者の業務の適正な運営を確保するとともに、賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに關する不当な行為を規制するた
め、必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を設けること。
(附則第三条新設関係)

第六 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。